

令和5年11月10日
(一社)日本電設工業協会
事務局

会員各位

令和5年11月9日、厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 化学物質評価室よりメールにて下記の周知依頼を受けました。

記

【情報提供】告示の公布について (ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に係る基準関係) (11月9日公布)

(周知依頼文より抜粋)

各位

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室です。

標記について、本日11/9付けで「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」(令和5年厚生労働省告示第304号)を公布いたしましたので、傘下の会員事業場等に周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

※ラベル・SDS 対象物質に係る裾切り値の告示です。

【化学物質による労働災害防止のための新たな規制について】

制定した告示のほか、施行通達等は以下のページに掲載しております。

新たに掲載した箇所は以下です。

- 「関係法令」中の「告示」の一番下のリンク
- 「関係通達等」中の「告示の施行通達」の一番下のリンク
- 「パブリックコメントで寄せられたご意見等について」中の一番下のリンク
- 「対象物質の一覧」中の2つ目及び一番下のリンク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 化学物質評価室

